

意向調査の流れについて

資料 2 (H22. 10. 27保健福祉協議会)

地域福祉計画及び個別計画を平成23年度に策定するため、市民意向調査を実施する。
 実施目的は、策定する計画をより実態等に即したものにするためであり、下記の方々に対して実施を予定している。
 (実施対象、送付数、発想時期等は現時点での案)

担当所管		地域福祉推進課	健康課	障害支援課	高齢介護課		子ども総務課
担当計画		地域福祉計画	地域保健計画	障害者福祉計画	高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画(※)	次世代育成支援行動計画
作成調査票		地域福祉関係者向け	一般市民向け	障害者向け	高齢者向け	介護利用者向け	H22より後期計画が策定されているため調査は行わない
送付数(※1)		1,000	1,300	1,700	1,000	2,500	
10月	上旬まで		・専門部会(9/30) 調査票の内容検討	・専門部会(10/5) 調査票の内容検討	・合同会議(10/6) 調査票の内容検討		
	中旬	・調査票の素案を作成 ↓	・推進部会での提案箇所を検討し修正	・推進部会での提案箇所を検討し修正	・合同会議での提案箇所を検討し修正		
	下旬	・保健福祉協議会(10/27) 4種の調査票の確認					
11月		発送作業(起案、印刷、封入)・・・地域福祉関係者向け、一般市民向け、障害者向け、高齢者向け					
12月(予定)		発送、回収					
1月(予定)		調査内容の統計、考察					
2月(予定)		各専門部会で報告書案の検討					
3月(予定)		保健福祉協議会で報告書案の確認					
10月～2月予定		・グループインタビュー 関係団体へテーマを決めて自由に意見を述べてもらい、その中から課題・ニーズの把握を行う。健康課、障害支援課、高齢介護課で実施予定					

※高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体的に策定されるため、状況に応じて策定スケジュールを調整する必要があります。それにより高齢者保健福祉計画についての報告が保健福祉協議会でできなかった場合は、両計画の合同会議にて議論いただくことになっています。(H22.8.9第1回保健福祉協議会です承済)